

○財務省告示第二百十二号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年五月二十八日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年六月二十六日

財務大臣

与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債 （十年償還）	第二回	十億円	九十二円五十三銭
〃	第三回	二十億円	八十七円九十一銭
〃	第五回	四十億円	八十七円六十五銭
〃	第六回	十億円	八十七円二十四銭
〃	第七回	三億円	八十六円六十八銭
〃	〃	三億円	八十六円七十三銭
〃	〃	一億円	八十六円七十八銭
〃	第八回	四十一億円	八十六円九十七銭
〃	〃	四十五億円	八十六円九十八銭
〃	〃	二十五億円	八十六円九十九銭
〃	第九回	二億円	八十七円六十九銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	第十五回	〃	〃	第十二回	〃	第十一回	〃	〃	〃	〃	第十回	〃	〃	〃	〃
百三十億円	十億円	十億円	十億円	五億円	七十一億円	三十一億円	七十六億円	九億円	二十四億円	二百七十二億 円	五十億円	三億円	十二億円	三十五億円	二億円	五億円
八十七円四十九銭	八十七円四十五銭	八十七円三十五銭	八十六円五十八銭	八十六円五十五銭	八十六円四十九銭	八十七円三十九銭	八十七円三十四銭	八十七円三十八銭	八十七円三十四銭	八十七円二十九銭	八十七円二十四銭	八十七円二十銭	八十七円八十五銭	八十七円八十銭	八十七円七十九銭	八十七円七十銭

合	〃	〃	〃
計	〃	第十六回	〃
一千百三億円	二十億円	六十八億円	六十億円
	八十六円八十銭	八十六円七十四銭	八十七円五十五銭